

新宿御苑の再開園について

令和3年5月31日（月）

新宿御苑では新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年4月25日（日）から臨時閉園をしておりましたが、開園時間の短縮、入園人数の上限の設定、園内での感染防止対策を徹底した上で、令和3年6月4日（金）より再開園することとしましたので、お知らせします。

1. 対象施設

新宿御苑（東京都新宿区内藤町11番地）

<https://www.env.go.jp/garden/shinjukugyoen/index.html>

2. 再開園日時

令和3年6月4日（金） 9:00

3. 開園時間（6月20日（日）まで）

9:00～16:00（16:30閉園）

（通常の開園時間 9:00～17:30（18:00閉園））

4. 入園人数の制限について

事前予約は不要ですが、1時間当たりの入園人数を2,000人までとさせていただきます（2,000人を超えた場合には、しばらくお待ちいただくことがあります。）。

5. 園内の施設について

- ・ 温室、インフォメーションセンター：開館
- ・ 旧洋館御休所：閉館
- ・ 飲食施設（レストラン、カフェ、茶室、スターバックス コーヒー）：決まり次第、新宿御苑HP（<http://www.env.go.jp/garden/shinjukugyoen/>）にて御連絡させていただきます。

6. 園内における新型コロナウイルス感染症防止対策のためのルール

○ 再開園日から令和3年6月20日（日）までの間は、来園される方々が安心して園内に滞在できるよう、以下のルールを守っていただきます。

- ・ 飲酒の禁止の徹底。
- ・ 園内での飲食は同居している家族間または4人以下に制限
- ・ 発熱や咳などの風邪症状がある方の入園防止
- ・ マスクの着用（飲食時を除く）、咳エチケットの徹底
- ・ 手洗い・手指の消毒のこまめな実施
- ・ 身体的距離（できるだけ2m）の確保
- ・ 園内でのランニングの禁止

7. 年間パスポートの利用期間延長について

年間パスポートに印字された有効期限から臨時閉園期間に相当する期間分延長することとします。なお年間パスポートの利用期間延長についての手続きは不要です。

詳細は添付資料を御確認ください。

環境省自然環境局総務課国民公園室
代 表 03-3581-3351
直 通 03-5521-8672
室 長 宇賀神 知則
（新宿御苑管理事務所長併任）
専 門 官 皆川 裕哉（内 6414）
環境省自然環境局新宿御苑管理事務所
直 通 03-3350-0152
科 長 矢崎 孝治